

## 入札公告の訂正について

平成25年 9月 6日

(契約責任者) 東日本高速道路株式会社 北海道支社

支 社 長 小島 治雄

平成25年 8月12日付けで入札公告を行いました「北海道横断自動車道 朝里川橋  
(下部工) 工事」に係わる入札公告の内容の一部に誤りがありましたので、別添のとおり  
訂正します。

### 【訂正内容】

#### ・入札公告

別添「正誤表」をご覧ください。

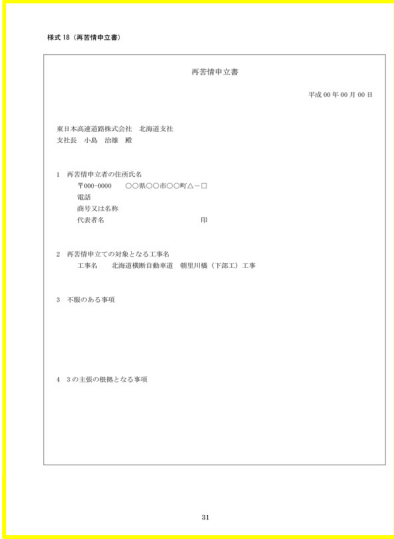
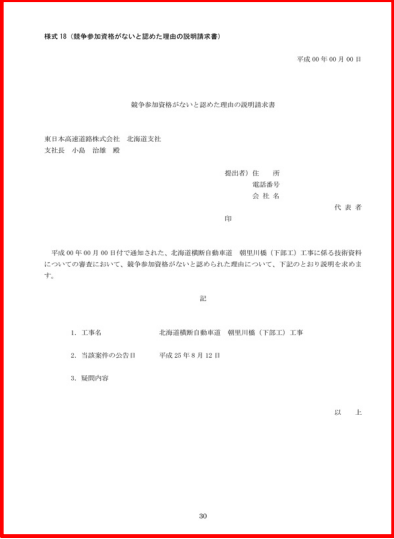
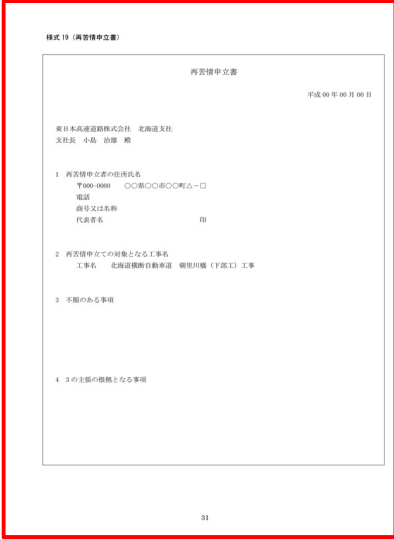
正誤表 (1/2)

工事名) 北海道横断自動車道 朝里川橋(下部工)工事

対象	誤	正	備考 訂正																
<p>入札公告 4-4 (3)(10頁)</p>	<p>4-4 技術提案書の提出 (1) 入札者は、技術提案書の提出にかかわらず、次に示すとおり技術提案書の提出を行わなければならない。 ① 提出期限 平成25年10月1日(火) 午後4時00分まで ② 提出場所 電子入札システム ※技術提案書の提出量(200)を超える場合は電子入札システム上での場合は、入札者に対する指示書(9)を参照のこと。</p> <p>4-5 技術提案書の内容に関するヒアリング等 (1) 技術提案を「有り」として技術提案書の提出を行ったすべての入札者に対し、個別に、技術提案の内容内におけるヒアリング(説明会)を行うもの。入札者はこれに同意しなければならない。 (2) ヒアリングの実施日時は、平成25年10月7日(月)から平成25年10月8日(火)までの間を予定しており、詳細な日時、参加者等については、申請書に記載された入札者の担当者等に別途連絡する。 (3) ヒアリングの結果、NE300 東日本が入札者に対し技術提案の改善を求めた場合は入札者から技術提案の改善案があった場合、入札者は改訂技術提案書を提出するものとする。 なお、改訂技術提案書の提出にかかわる事項については、ヒアリング時に連絡する。</p> <p>4-6 技術提案書の内容の確認等 (1) 契約責任者は、入札者から提出された技術提案書(または改訂技術提案書)に基づき、当該入札者の技術提案書の内容について確認を行い、次に示す日までに確認結果を通知する。 ※確認結果通知予定日 平成25年10月31日(水) (2) 上記(1)に示す確認結果通知の内容に疑問がある入札者は、契約責任者に対し、その説明請求をすることができ。なお、説明請求にかかる事項については、当該確認結果通知において示す。 (3) 契約責任者は、上記(1)において技術提案書の内容の確認のほか、採用するとして技術提案書の内容に示す事項に不十分がある場合、採用した内容は、落札者決定後入札後改善書において公表を行う。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>技術評価項目</th> <th>評価基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 高層コンクリートの品質向上に関する提案(契約書等に規定する「高層コンクリート」に関する規定を満たすこと)</td> <td>各技術評価項目に対して提出された提案と①に示す「高層コンクリート」に関する規定を満たすこと</td> </tr> <tr> <td>② 高層コンクリートの品質向上に関する提案(契約書等に規定する「高層コンクリート」に関する規定を満たすこと)</td> <td>各技術評価項目に対して提出された提案と②に示す「高層コンクリート」に関する規定を満たすこと</td> </tr> <tr> <td>③ 高層コンクリートの品質向上に関する提案(契約書等に規定する「高層コンクリート」に関する規定を満たすこと)</td> <td>各技術評価項目に対して提出された提案と③に示す「高層コンクリート」に関する規定を満たすこと</td> </tr> </tbody> </table> <p>4-7 施工体制確認 施工体制の確認は、どのような施工体制を構築し、その体制が品質確保の確保、工期の向上につながるかを評価するもの。個別に、採用して、契約期間中の建設現場に導入したすべての入札者に対して入札時に提出された単価表等(追加で求める資料(施工体制確認資料)に基づき施工体制確認のためのヒアリング(施工体制確認ヒアリング)を実施する。</p>	技術評価項目	評価基準	① 高層コンクリートの品質向上に関する提案(契約書等に規定する「高層コンクリート」に関する規定を満たすこと)	各技術評価項目に対して提出された提案と①に示す「高層コンクリート」に関する規定を満たすこと	② 高層コンクリートの品質向上に関する提案(契約書等に規定する「高層コンクリート」に関する規定を満たすこと)	各技術評価項目に対して提出された提案と②に示す「高層コンクリート」に関する規定を満たすこと	③ 高層コンクリートの品質向上に関する提案(契約書等に規定する「高層コンクリート」に関する規定を満たすこと)	各技術評価項目に対して提出された提案と③に示す「高層コンクリート」に関する規定を満たすこと	<p>4-4 技術提案書の提出 (1) 入札者は、技術提案書の提出にかかわらず、次に示すとおり技術提案書の提出を行わなければならない。 ① 提出期限 平成25年10月1日(火) 午後4時00分まで ② 提出場所 電子入札システム ※技術提案書の提出量(200)を超える場合は電子入札システム上での場合は、入札者に対する指示書(9)を参照のこと。</p> <p>4-5 技術提案書の内容に関するヒアリング等 (1) 技術提案を「有り」として技術提案書の提出を行ったすべての入札者に対し、個別に、技術提案の内容内におけるヒアリング(説明会)を行うもの。入札者はこれに同意しなければならない。 (2) ヒアリングの実施日時は、平成25年10月7日(月)から平成25年10月8日(火)までの間を予定しており、詳細な日時、参加者等については、申請書に記載された入札者の担当者等に別途連絡する。 (3) ヒアリングの結果、NE300 東日本が入札者に対し技術提案の改善を求めた場合は入札者から技術提案の改善案があった場合、入札者は改訂技術提案書を提出するものとする。 なお、改訂技術提案書の提出にかかわる事項については、ヒアリング時に連絡する。</p> <p>4-6 技術提案書の内容の確認等 (1) 契約責任者は、入札者から提出された技術提案書(または改訂技術提案書)に基づき、当該入札者の技術提案書の内容について確認を行い、次に示す日までに確認結果を通知する。 ※確認結果通知予定日 平成25年10月31日(水) (2) 上記(1)に示す確認結果通知の内容に疑問がある入札者は、契約責任者に対し、その説明請求をすることができ。なお、説明請求にかかる事項については、当該確認結果通知において示す。 (3) 契約責任者は、上記(1)において技術提案書の内容の確認のほか、採用するとして技術提案書の内容に示す事項に不十分がある場合、採用した内容は、落札者決定後入札後改善書において公表を行う。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>技術評価項目</th> <th>評価基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 高層コンクリートの品質向上に関する提案(契約書等に規定する「高層コンクリート」に関する規定を満たすこと)</td> <td>各技術評価項目に対して提出された提案と①に示す「高層コンクリート」に関する規定を満たすこと</td> </tr> <tr> <td>② 高層コンクリートの品質向上に関する提案(契約書等に規定する「高層コンクリート」に関する規定を満たすこと)</td> <td>各技術評価項目に対して提出された提案と②に示す「高層コンクリート」に関する規定を満たすこと</td> </tr> <tr> <td>③ 高層コンクリートの品質向上に関する提案(契約書等に規定する「高層コンクリート」に関する規定を満たすこと)</td> <td>各技術評価項目に対して提出された提案と③に示す「高層コンクリート」に関する規定を満たすこと</td> </tr> </tbody> </table> <p>4-7 施工体制確認 施工体制の確認は、どのような施工体制を構築し、その体制が品質確保の確保、工期の向上につながるかを評価するもの。個別に、採用して、契約期間中の建設現場に導入したすべての入札者に対して入札時に提出された単価表等(追加で求める資料(施工体制確認資料)に基づき施工体制確認のためのヒアリング(施工体制確認ヒアリング)を実施する。</p>	技術評価項目	評価基準	① 高層コンクリートの品質向上に関する提案(契約書等に規定する「高層コンクリート」に関する規定を満たすこと)	各技術評価項目に対して提出された提案と①に示す「高層コンクリート」に関する規定を満たすこと	② 高層コンクリートの品質向上に関する提案(契約書等に規定する「高層コンクリート」に関する規定を満たすこと)	各技術評価項目に対して提出された提案と②に示す「高層コンクリート」に関する規定を満たすこと	③ 高層コンクリートの品質向上に関する提案(契約書等に規定する「高層コンクリート」に関する規定を満たすこと)	各技術評価項目に対して提出された提案と③に示す「高層コンクリート」に関する規定を満たすこと	<p>備考 訂正</p>
技術評価項目	評価基準																		
① 高層コンクリートの品質向上に関する提案(契約書等に規定する「高層コンクリート」に関する規定を満たすこと)	各技術評価項目に対して提出された提案と①に示す「高層コンクリート」に関する規定を満たすこと																		
② 高層コンクリートの品質向上に関する提案(契約書等に規定する「高層コンクリート」に関する規定を満たすこと)	各技術評価項目に対して提出された提案と②に示す「高層コンクリート」に関する規定を満たすこと																		
③ 高層コンクリートの品質向上に関する提案(契約書等に規定する「高層コンクリート」に関する規定を満たすこと)	各技術評価項目に対して提出された提案と③に示す「高層コンクリート」に関する規定を満たすこと																		
技術評価項目	評価基準																		
① 高層コンクリートの品質向上に関する提案(契約書等に規定する「高層コンクリート」に関する規定を満たすこと)	各技術評価項目に対して提出された提案と①に示す「高層コンクリート」に関する規定を満たすこと																		
② 高層コンクリートの品質向上に関する提案(契約書等に規定する「高層コンクリート」に関する規定を満たすこと)	各技術評価項目に対して提出された提案と②に示す「高層コンクリート」に関する規定を満たすこと																		
③ 高層コンクリートの品質向上に関する提案(契約書等に規定する「高層コンクリート」に関する規定を満たすこと)	各技術評価項目に対して提出された提案と③に示す「高層コンクリート」に関する規定を満たすこと																		
<p>入札公告 様式17(30頁)</p>	<p>様式17 (競争参加資格がないと認められる理由の説明請求書) 平成25年09月09日</p> <p>競争参加資格がないと認められる理由の説明請求書</p> <p>東日本高速道路株式会社 北海道支社 支社長 小島 由伸 殿</p> <p>提出の 住 所 電話番号 会社名 代表者 印</p> <p>平成25年09月09日付で送られた、北海道横断自動車道 朝里川橋(下部工)工事に係る技術資料についての審査において、競争参加資格がないと認められる理由について、下記のとおりの説明をさせていただきます。</p> <p>記</p> <p>1. 工事名 北海道横断自動車道 朝里川橋(下部工)工事 2. 当該案件の公告日 平成25年8月12日 3. 疑問内容 以上</p>	<p>様式17 平成25年09月09日</p> <p>東日本高速道路株式会社 北海道支社 支社長 小島 由伸 殿</p> <p>提出者) 朝里橋事務所 住 所 会社名 代表者 印</p> <p>単価協議後の単価表の提出について</p> <p>工事名) 北海道横断自動車道 朝里川(下部工)工事</p> <p>入札者に対する指示書(1)または(2)に示す事項について、回答書(2)に基づき単価協議の結果、別添のとおりとしましたのでご確認願います。 ご確認がなければ、当該結果に基づき回答書(3)に基づき工事請負契約書を作成し提出します。</p> <p>以 上</p>	<p>備考 訂正</p>																

正誤表 (2/2)

工事名) 北海道横断自動車道 朝里川橋(下部工)工事

対象	誤	正	備考
<p>入札公告 様式18(31頁)</p>			<p>備考 訂正</p>
<p>入札公告 様式19</p>	<p>様式なし</p>		<p>訂正</p>